

森林整備加速化・林業再生事業 路網整備における審査及び協議について（案）

	路線ごとの開設事業費 (1メートルあたり)	審査会による審査		林野庁への協議	補助単価 (1メートルあたり)
		計画段階	実施段階		
林業専用道 (規格相当)	25,000 円以下	審査対象	資料提出のみ	不 要	実行経費が上限
	25,000 円を超え 50,000 円以下	審査対象 協議会へ報告	審査対象 協議会へ報告	任 意	全体の合計事業費の平均で 25,000 円が上限だが、林野庁に協議して増高が認められれば合計事業費から除外できる (その場合は 50,000 円が上限)
	50,000 円を超え 100,000 円以下			必 須	
	100,000 円を超える	事 業 実 施 は 認 め ら れ ない			
森林作業道	4,000 円以下	不 要	不 要	不 要	2,000 円が上限
	4,000 円を超える	不 要	審査対象 を抽出	必 須	

※ 市町村等地方公共団体が事業主体となる場合は、別途特別交付税が措置される見込み。